

# 甲野一郎後援会規約(例)

## 第1条(名称・所在地)

本会は、甲野一郎後援会と称し、主たる事務所を〇〇市におく。

## 第2条(目的)

本会は、甲野一郎氏を後援することにより国政(県政)の発展と国民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

## 第3条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

## 第4条(会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

## 第5条(役員)

本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	1名
幹 事	若干名
会計責任者	1名
監 事	2名

## 第6条(役員の選出及び任期)

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

## 第7条(会議)

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

## 第8条(経費)

本会の経費は、会費(年額〇〇〇〇円)、寄附金その他の収入をもって充当する。

## 第9条(会計年度及び会計監査)

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

## 第10条(規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

## 第11条(補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

## 附 則

本規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日より実施する。

↳ 設立届の中の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致することになります。

### (注 意)

これは後援会の場合の規約の見本であり、様式は必ずしもこれによる必要はありませんが、以下の事項は必ず定めてください。

- ① 名称及び所在地に関する規定
- ② 目的に関する規定
  - ア) 後援団体の場合は、被後援者の氏名明記
  - イ) 非後援団体の場合は、政治目的であることがはっきりわかる内容
- ③ 会計年度に関する規定
- ④ 規約の実施年月日に関する規定(附則)